

第129回 役員会（定例）議事要旨

日時 平成24年7月19日（木） 15:25～15:35
場所 学長室

- 議題1. 国立大学法人鹿児島大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部改正について
(第127回教育研究評議会資料1)
- 議題2. 鹿児島大学学則の一部改正等について (第127回教育研究評議会資料2)
- 議題3. 鹿児島大学大学院学則の一部改正について (第127回教育研究評議会資料3)
- 議題4. 鹿児島大学大学院全学横断的教育プログラムに関する規則の一部改正について
(第127回教育研究評議会資料4)
- 議題5. 南さつま市との連携協定について (第127回教育研究評議会資料5)
- 議題6. 大学間学術交流協定の締結申請について (第127回教育研究評議会資料6)
- その他

[出席委員] 6名

吉田学長
(理事) 前田、島、下川、阿部、渡辺

[欠席委員] 1名

(理事) 大野

(オブザーバ)

(副学長) 萩野、野呂、門、安部、熊本、友清

[事務局]

(部長) 森山、油原、諏訪原、迫田、須崎、飯田
(課長) 山崎
(課長代理) 中村
(その他) 山下、桑畑

- 議題1. 国立大学法人鹿児島大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部改正について
(第127回教育研究評議会資料1)
- 学長から、人事院規則が一部改正されたことによる国立大学法人鹿児島大学職員の勤務時間休日、休暇等に関する規則及び国立大学鹿児島大学非常勤職員就業規則の一部改正を行うもので、本日開催の第127回教育研究評議会です承されたことの説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

議題2. 鹿児島大学学則の一部改正等について (第127回教育研究評議会資料2)

学長から、学部学生の休学の取扱いについて現行の取扱いとの整合性を図るため等による鹿児島大学学則の一部改正を行うもので、本日開催の第127回教育研究評議会です承されたことの説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

併せて、学部学生の休学の取扱いに関する申合せを一本化し新たに制定すること、及びそれに伴い現行の休・退学許可の事務取り扱いについて（平成5年3月26日付け事務連絡）及び学部学生の休学の取扱いに関する申合せ（平成18年9月26日付け教務委員会決定）は廃止するもので、本日開催の第127回教育研究評議会です承されたことの説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

議題3. 鹿児島大学大学院学則の一部改正について（第127回教育研究評議会資料3）

学長から、大学院学則に定める各課程・研究科の修了要件に加えて、各研究科において必要と認めたときは、修了の要件を設けることを可能とするために鹿児島大学大学院学則の一部改正を行うもので、本日開催の第127回教育研究評議会です承されたことの説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

議題4. 鹿児島大学大学院全学横断的教育プログラムに関する規則の一部改正について

（第127回教育研究評議会資料4）

学長から、大学院全学横断的教育プログラムを大学院教務委員会から教育センターが担当することに等に
伴い鹿児島大学大学院全学横断的教育プログラムに関する規則の一部改正を行うもので、本日開催の第127回
教育研究評議会です承されたことの説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

議題5. 南さつま市との連携協定について（第127回教育研究評議会資料5）

学長から、本学と南さつま市においては、個々の教員等が南さつま市の行う事業・協議会等に協力してきたところであるが、今回、当市が推進する事業についてさらなる連携が求められたことから、連携の充実を図るため連携協定を締結することについて、本日開催の第127回教育研究評議会です承されたことの説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

なお、学長から、7月27日に南さつま市において協定締結調印式を行うことの説明があった。

議題6. 大学間学術交流協定の締結申請について（第127回教育研究評議会資料6）

学長から、2010年6月に韓国の国立木浦大学校島嶼文化研究院と本学人文社会科学部研究科との間で学術交流協定を締結し、その後、大学間学術交流協定の締結に向けて双方で協議を行っていたが、このたび協定書の内容について両大学関係者間で合意が得られことから大学間学術交流協定の締結をすることについて、本日開催の第127回教育研究評議会です承されたことの説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

次回の開催は、9月27日（木）開催予定の経営協議会終了後となった。